諮問実施機関:熊本県知事

諮問日 : 令和3年(2021年)10月18日(諮問第213号) 答申日 : 令和4年(2022年)7月29日(答申情第172号)

事案名 :被措置児童への虐待事案に関する報告資料の部分開示決定に関する件

答申

第1 審議会の結論

熊本県知事(以下「実施機関」という。)が、被措置児童への虐待事案に関する報告資料について、令和3年(2021年)3月30日に行った部分開示決定において不開示とした部分のうち、別表2の「審議会が開示すべきと判断した部分」は開示すべきである。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和3年(2021年)3月16日、審査請求人は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「令和2年度に発生した被措置児童への虐待事案に関する県社会福祉審議会の児童福祉専門分科会審査部会の文書、電磁的記録一切」について開示請求を行った。
- 2 令和3年(2021年)3月30日、実施機関は、本件開示請求に該当する行政文書として特定した別表1に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し、別表1のNo.①~⑧に掲げる部分について条例第7条第2号、第3号ア又は第6号の規定に該当することを理由に不開示とし、その他の部分を開示する部分開示決定(以下「原処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和3年(2021年)7月1日、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分のうち、条例第7条第3号ア又は第6号の規定により不開示とされた部分について、審査請求を行った。
- 4 令和3年(2021年)10月18日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、第7条第3号ア又は第6号を根拠規定として開示しないこととした不開示情報部分を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

(1)審査請求書

事案の把握をすることにより、適正な対応や再発防止策がとられているか知りたいため。

(2) 反論書

処分庁は、虐待事案が発生した施設名を公にすることで「当該施設(法人)の社会的信用、評価が損なわれるおそれがある」と説明するが、事案の内容やそれに対する施設や行政の対応は、施設を利用する可能性のある県民にとっては重要な判断材料になるとともに、事案の検証をもって社会的信用が定まると考える。虐待の有無や対応が不明な状況における施設の社会的信用や評価が正当なものとは言えないため、施設名の不開示に反論する。

発覚に至った経緯や日付、施設からの報告書、虐待の内容の不開示理由についても、処分庁は「当事者や関係者に対する調査や聴き取りにおいて開示を恐れ必要な協力が得にくくなり、事案検証及び、再発防止等の検証が困難になる」と説明する。しかし、当事者や関係者が開示を恐れているか否かは個別具体的に検討すべきである。仮に開示を望まない関係者の存在を念頭に置いたとしても、当該関係者が特定されない限りの内容については、行政が関与する施設等に対する県民の知る権利、また広く事案検証をするため原則開示されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書の要旨

(1)条例第7条3号アに該当する項目

虐待事案が発生した施設名が特定され得る情報については、公にすることで、 当該施設(法人)の社会的信用、社会的評価が損なわれるおそれがあるため、不 開示とした。

(2)条例第7条第6号に該当する項目

被措置児童への虐待事案が発生した場合、県は児童福祉法第33条の14第1項に基づき当該施設への聴き取り調査等を行うが、当該調査は施設側の協力を得ながら実施しているものである。

そのため、本件で不開示としている「発覚に至った経緯及びその後の経緯における日にち」、「施設からの報告書日付」、「県の対応における調査日」、「事案検証及び再発防止策等の報告の要請日」、「虐待の内容」、「発覚に至った経緯」、「被害児童及び加害職員からの聴き取り内容」、「今後の防止策における具体的内容」については、当該調査に係る具体的な情報であって、虐待事案の関係者など一定範囲の者に、当該虐待被措置児童等を識別することが可能となることにより、当事者や関係者に対する調査や聴き取りにおいて、今後の開示を恐れて必要な協力が得にくくなるなど、事案検証及び再発防止策等の検証が困難になるおそれがある。

したがって、当該情報を公にすることにより、県の事務又は事業の適正な遂行 に支障をきたすおそれがあるため、不開示とした。

2 説明聴取の要旨

(1)条例第7条3号アに該当する項目

被措置児童等虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト又は心理的虐待といった種別やその程度などが事案によって千差万別である。

虐待の内容や経緯などを公表できない中、虐待事案が発生した施設を特定する ことができる情報を公にすることで、実態以上に施設の社会的評価や社会的信用 を損なうおそれがある。

(2)条例第7条第6号に該当する項目

児童福祉法第33条の12において、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した施設職員等は通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこととされているが、当該規定の趣旨は、被措置児童等虐待を行っている加害職員等に対して通告をしたことが漏れることにより、同施設職員等が通告を躊躇することがあってはならないというものである。

また、関係児童や職員に対して、任意で事実関係の確認等を行っているところ、 仮に当該情報を公にした場合、同施設の職員間においては、どの職員がどのよう な発言をしたのかが分かる可能性があり、当該調査に協力したことによって、自 身が当事者をはじめとして他の職員等から批判を受けるなどの不利益な扱いを 受けることが懸念されることから、率直な意見の表出が望めなくなる。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、原処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 審議の対象について

審査請求人は、原処分のうち条例第7条第3号ア又は第6号の規定を適用した部分について審査請求を行っていることから、当審議会では審査請求人が争うこととしている別表No.④ないし⑨、⑫ないし⑮、⑲ないし⑳、⑳ないし㉑及び㉑ないし⑳を審議の対象とする。

2 条例の規定について

(1)条例第7条第3号アについて

条例第7条第3号アは、法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共 団体、地方独立行政法人及び公社を除く。)又は事業を営む個人の当該事業に 関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とする旨 を規定している。

(2)条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、 地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公 にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂 行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とする旨を規定している。

3 原処分の妥当性について

以下、条例第7条第3号ア又は第6号の該当性について検討する。

- - ア 条例第7条第3号ア(法人等に関する情報)該当性について

当該不開示部分には、虐待が発生した施設に関する情報が記載されており、 これらの記載から一般に施設を特定することができる情報であることが認 められる。

虐待の内容や経緯を詳細に公表しないまま、虐待が発生した施設が特定されれば、施設の社会的信用、社会的評価が実態以上に損なわれるとする実施機関の説明は首肯でき、施設の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

イ 条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)該当性について

実施機関の説明によれば、虐待の事実確認を行う聴取調査は施設の任意の協力に基づいて非公開で行われたとのことであり、また、児童福祉法及び同

法施行規則に基づく被措置児童等虐待の状況に係る公表内容に施設を特定できる情報が含まれないことを考慮すれば、施設は公にされないことを前提に任意の聴取調査に協力しているものと考えられる。

そのため、施設が特定できる情報を公にすることにより、施設との信頼関係を損なう可能性は否定できない。

その結果、今後、虐待が発生した施設に聴取調査への協力を求めた場合に 十分な協力が得られず、正確な事実確認ができなくなるなど、実施機関の事 務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 小括

したがって、別表1のNo.4、12、19、20及び40を条例第7条第3号ア及び第6号の規定により不開示とした原処分は妥当である。

- (2) 別表 1 のNo.5、13、20、28及び35(虐待等の内容に関する情報) について
 - ア 条例第7条第3号ア(法人等に関する情報)該当性について

当該不開示部分には、虐待等の内容に関する情報が記載されている。

実施機関の説明によれば、当該不開示部分を公にすると、施設の社会的信用、社会的評価が実態以上に損なわれるおそれがあるとのことであった。

しかし、当該情報を公にしたとしても、虐待等が発生した施設を特定できるのは、当該施設の関係者に限られ、一般に施設の特定がなされるわけではない以上、当該施設の社会的信用又は社会的評価が損なわれることは考え難く、当該施設の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

ただし、虐待が発生した施設を一般に特定することができる情報に限り、 前述の(1)と同様に条例第7条第3号アの規定に該当すると認められる。

イ 条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)該当性について

実施機関の説明によれば、当該不開示部分を公にすると、加害職員からの報復等を恐れて、聴取調査において被害児童や施設職員等から率直な意見表出が望めなくなるおそれがあるとのことであった。

しかし、当該情報を公にしたとしても、通告等を行った者を特定できる情報(後述の(3))又は聴取調査において誰がどのような証言をしたか特定できる情報(後述の(4))を不開示とする限り、加害職員からの報復等は想定されず、実施機関が説明するおそれがあるとは認められない。

ただし、虐待が発生した施設を一般に特定することができる情報又は虐待が発生した日付に関する情報に限り、前述の(1)又は後述の(6)と同様に条例第7条第6号の規定に該当すると認められる。

ウ 小括

したがって、施設又は日付に関する記載を除き、別表2のとおり開示すべきである。

(3) 別表1のNo.6、②及び③(虐待発覚の経緯や経過に関する情報) について

ア 条例第7条第3号ア(法人等に関する情報)該当性について

当該不開示部分には、虐待の発覚に至った経緯やその後の経過が記載されており、施設の内部管理に関する機微な情報であることが認められる。

実施機関の説明によれば、当該不開示部分を公にすると、施設の社会的信用、社会的評価が実態以上に損なわれるおそれがあるとのことであった。

しかし、当該情報を公にしたとしても、虐待等が発生した施設を特定できるのは、当該施設の関係者に限られ、一般に施設の特定がなされるわけではない以上、当該施設の社会的信用又は社会的評価が損なわれることは考え難く、当該施設の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

イ 条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)該当性について

児童福祉法第33条の13において、実施機関は「通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と規定されているところ、その趣旨は、加害職員からの報復等を恐れて施設職員や被害児童が通告等を躊躇することがあってはならないためと解される。

また、児童福祉法及び同法施行規則に基づく被措置児童等虐待の状況に係る公表内容に経緯や経過に関する情報が含まれないことを考慮すれば、施設は公にされないことを前提に、実施機関による速やかな事実確認に資するよう、詳細な経緯や経過を実施機関に報告しているものと考えられる。

したがって、当該不開示部分を公にすると、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見しても、加害職員からの報復等を恐れて、速やかな通告等を躊躇してしまうとともに、今後、施設から報告される経緯や経過が公にされても支障がない程度に限定的な内容となることで、速やかに事実確認を行わなければならない実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 小括

したがって、別表1のNo.⑥、②及び③について、条例第7条第3号ア該当性は認められないものの、同条第6号該当性は認められるため、不開示とした原処分は妥当である。

- (4) 別表1のNo.(7)、(4)、(22)、(29)及び(39) (聴取内容に関する情報) について
 - ア 条例第7条第3号ア(法人等に関する情報)該当性について

当該不開示部分には、被害児童、加害職員、その他の児童及び施設職員から聴き取った内容が詳細に記載されていることが認められる。

実施機関の説明によれば、当該不開示部分を公にすると、施設の社会的信用、社会的評価が実態以上に損なわれるおそれがあるとのことであった。

しかし、当該情報を公にしたとしても、虐待等が発生した施設を特定できるのは、当該施設の関係者に限られ、一般に施設の特定がなされるわけではない以上、当該施設の社会的信用又は社会的評価が損なわれることは考え難く、当該施設の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

イ 条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)該当性について

実施機関の説明によれば、当該不開示部分を公にすると、加害職員からの報復等を恐れて、聴取調査において被害児童や施設職員等から率直な意見表出が望めなくなるおそれがあるとのことであった。

また、加害職員からも、具体的な行為や率直な言い分を過不足なく聴き取ることができなくなるなど、正確な事実確認という実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 小括

したがって、別表1のNo.⑦、4、2、3及び3について、条例第7条第3号ア該当性は認められないものの、同条第6号該当性は認められるため、不開示とした原処分は妥当である。

ただし、対象文書において開示されている情報と同義の情報に限っては、 別表2のとおり開示すべきである。

- (5) 別表1のNo.®、②及び③(防止策及び改善策に関する情報) について
 - ア 条例第7条第3号ア(法人等に関する情報)該当性について

当該不開示部分には、防止策及び改善策といった施設の内部管理に関する情報が詳細に記載されていることが認められる。

実施機関の説明によれば、当該不開示部分を公にすると、施設の社会的信用、社会的評価が実態以上に損なわれるおそれがあるとのことであった。

しかし、当該情報を公にしたとしても、虐待等が発生した施設を特定できるのは、当該施設の関係者に限られ、一般に施設の特定がなされるわけではない以上、当該施設の社会的信用又は社会的評価が損なわれることは考え難く、当該施設の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

イ 条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)該当性について

児童福祉法及び同法施行規則に基づく公表内容に防止策や改善策に関する情報が含まれないことを考慮すれば、施設は公にされないことを前提に具体的で踏み込んだ防止策等を定め、実施機関に提出しているものと考えられる。

したがって、当該不開示部分を公にすると、今後、施設から提出される防止策等が公にされても支障がない程度に具体性を欠いたものとなり、施設の適正な運営又は適正な養育を確保できるよう適切な措置を講じなければならない実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 小括

したがって、別表1のNo.8、②及び③について、条例第7条第3号ア該当性は認められないものの、同条第6号該当性は認められるため、不開示とした原処分は妥当である。

(6) 別表1のNo.9、15、24、30及び38(虐待等の日付に関する情報) について

ア 条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)該当性について

当該不開示部分には、虐待の発生やその後の経緯、実施機関が施設に対して報告を求める期限等の日付に関する情報が記載されている。

児童福祉法において実施機関は「通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と規定されている。

また、当該不開示部分を公にすると、聴取調査が複数日に分けて実施されていること等により、聴取調査に協力した職員等が特定されるおそれがあることから、加害職員からの報復等を恐れて、聴取調査において被害児童や施設職員等から率直な意見表出が望めなくなるおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できる。

しかし、実施機関が施設に対して報告を求める期限及び社会福祉審議会児 童福祉専門部会審査部会を開催した日付については、上述のおそれがあると は認められない。

イ 小括

したがって、別表 2 のとおり開示すべき部分を除いて、別表 1 のNo. 9、 5 、 2 、 3 及び 3 を条例第 7 条第 6 号の規定により不開示とした原処分は妥当である。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過 以下のとおり。

年 月 日	審議の経過
令和3年(2021年)10月18日	・諮問 (第213号)
令和4年(2022年)4月22日	• 審議
令和4年(2022年)6月3日	・実施機関からの説明聴取、審議
令和4年(2022年)6月17日	• 審議
令和4年(2022年)7月8日	• 審議

熊本県情報公開·個人情報保護審議会

会長馬場啓会長職務代理者徳永達哉委員甲斐郁子委員関智弘委員詫間幸江

別表1

行政文書名称	No.	原処分で不開示とした部分	不開示根拠規定 (条例第7条)	審議対象
	1	「1 事案の概要」、「2 発覚 に至った経緯及びその後の経 過」、「4 県(子ども家庭福祉 課)の対応」のうち被害児童に関 する記載	第2号 (個人に関する情報)	
	2	「1 事案の概要」のうち加害職 員に関する記載	第2号 (個人に関する情報)	_
	3	「2 発覚に至った経緯及びその後の経過」、「4 県(子ども家庭福祉課)の対応」のうち施設職員に関する記載	第2号 (個人に関する情報)	_
令和2年度(2020年 度)に発生した被措 置児童等虐待につい て(報告①)	4	「1 事案の概要」、「2 発覚 に至った経緯及びその後の経 過」、「3 施設からの報告等」、 「4 県 (子ども家庭福祉課)の 対応」のうち施設に関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象
【令和2年9月30日分】	(5)	「1 事案の概要」、「4 県(子 ども家庭福祉課)の対応」のうち 虐待の内容に関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象
	6	「2 発覚に至った経緯及びその後の経過」のうち詳細な経緯や 経過に関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象
(次頁に続く)	7	「3 施設からの報告等」のうち 聴取内容に関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象

行政文書名称	No.	原処分で不開示とした部分	不開示根拠規定 (条例第7条)	審議対象
(前頁の続き)	8	「3 施設からの報告等」のう ち詳細な防止策及び改善策に関 する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象
	9	「2 発覚に至った経緯及びその後の経過」、「3 施設からの報告等」、「4 県(子ども家庭福祉課)の対応」、「5 県としての今後の対応」のうち日付に関する記載		対象
	10	「1 事案の概要」、「2 発覚に至った経緯及びその後の経過」、「3 県(子ども家庭福祉課)の対応」のうち被害児童に関する記載	第2号 (個人に関する情報)	_
	11)	「1 事案の概要」のうち加害職 員に関する記載	第2号 (個人に関する情報)	_
令和2年度(2020年度)に発生した被措置児童等虐待について(報告②)【令和2年9月30日分】		「1 事案の概要」、「2 発覚 に至った経緯及びその後の経過」 のうち施設に関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象
	13	「1 事案の概要」、「3 県(子 ども家庭福祉課)の対応」のうち 虐待等の内容に関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象
(次頁に続く)	14)	「2 発覚に至った経緯及びその後の経過」のうち聴取内容に関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象

行政文書名称	No.	原処分で不開示とした部分	不開示根拠規定 (条例第7条)	審議対象
(前頁の続き)	(15)	「2 発覚に至った経緯及びその後の経過」、「3 県(子ども家庭福祉課)の対応」、「4 県としての今後の対応」のうち日付に関する記載	第 6 号 (事務又は事業に関する情報)	対象
	16	「1 事案の概要」、「2 発覚 に至った経緯及びその後の経 過」、「4 県(子ども家庭福祉 課)の対応」のうち被害児童に関 する記載	第2号 (個人に関する情報)	_
	17)	「1 事案の概要」のうち加害職 員に関する記載	第2号 (個人に関する情報)	_
令和2年度(2020年度)に発生した被措置児童等虐待について(報告①)【令和3年1月26日分】	18	「2 発覚に至った経緯及びその後の経過」、「4 県 (子ども家庭福祉課)の対応」のうち施設職員に関する記載	第2号 (個人に関する情報)	_
	19	「1 事案の概要」、「2 発覚 に至った経緯及びその後の経 過」、「3 施設からの報告等」、 「4 県(子ども家庭福祉課)の 対応」のうち施設に関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象
	20	「1 事案の概要」、「4 県(子 ども家庭福祉課)の対応」のうち 虐待の内容に関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象
(次頁に続く)	21)	「2 発覚に至った経緯及びその後の経過」のうち詳細な経緯や 経過に関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象

行政文書名称	No.	原処分で不開示とした部分	不開示根拠規定 (条例第7条)	審議対象
(前頁の続き)	22	「3 施設からの報告等」のう ち聴取内容に関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象
	23)	「3 施設からの報告等」、 「5 再発防止策について」の うち詳細な防止策及び改善策に 関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象
	24)	「2 発覚に至った経緯及びその後の経過」、「3 施設からの報告等」、「4 県(子ども家庭福祉課)の対応」、「5 県としての今後の対応」のうち日付に関する記載		対象
	25	「1 事案の概要」、「2 発覚 に至った経緯及びその後の経 過」、「3 県(子ども家庭福祉 課)の対応」のうち被害児童に関 する記載	第2号 (個人に関する情報)	_
令和2年度(2020年 度)に発生した被措	26	「1 事案の概要」のうち加害職 員に関する記載	第2号 (個人に関する情報)	_
置児童等虐待について(報告②) 【令和3年1月26日分】	27)	「1 事案の概要」、「2 発覚 に至った経緯及びその後の経過」 のうち施設に関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象
(次頁に続く)	28	「1 事案の概要」、「3 県(子 ども家庭福祉課)の対応」のうち 虐待等の内容に関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象

行政文書名称	No.	原処分で不開示とした部分	不開示根拠規定	審議
			(条例第7条)	対象
(前頁の続き)	29	「2 発覚に至った経緯及びそ の後の経過」のうち聴取内容に 関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号	対象
			(事務又は事業に関する情報)	
	30	「4 再発防止策等について」 のうち詳細な再発防止策に関す る記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象
	31)	「2 発覚に至った経緯及びその後の経過」、「3 県(子ども家庭福祉課)の対応」、「4 再発防止策等について」のうち日付に関する記載	第 6 号 (事務又は事業に関する情報)	対象
	32)	「1 事案の概要」、「2 発覚 に至った経緯及びその後の経過」 のうち被害児童に関する記載	第2号 (個人に関する情報)	_
	33	「1 事案の概要」のうち加害職 員に関する記載	第2号 (個人に関する情報)	_
令和2年度(2020年度)に発生した被措 置児童等虐待について(報告③) 【令和3年1月26日分】	34)	「1 事案の概要」のうち施設に関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象
	35)	「1 事案の概要」のうち虐待の 内容に関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象
(次頁に続く)	36	「2 発覚に至った経緯及びその後の経過」のうち詳細な経緯や 経過に関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象

行政文書名称	No.	原処分で不開示とした部分	不開示根拠規定 (条例第7条)	審議対象
(前頁の続き)	37)	「2 発覚に至った経緯及びその後の経過」、「3 施設からの報告等」のうち聴取内容に関する記載	第3号ア (法人等に関する情報) 第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象
	38	「2 発覚に至った経緯及びその後の経過」、「3 県(子ども家庭福祉課)の対応」、「4 県としての今後の対応」のうち日付に関する記載	第6号 (事務又は事業に関する情報)	対象

別表 2

行政文書名称	No.	審議会が開示すべきと判断した部分
令和2年度(2020年		1頁目21行目19文字目から21文字目まで
度) に発生した被措 置児童等虐待につい		1頁目21行目38文字目から24行目まで
て(報告①)		3頁目27行目28文字目から28行目9文字目まで
【令和2年9月30日分】	9	3頁目35行目11文字目から14文字目まで
△和 ○ 左		1頁目19行目4文字目から20行目まで
令和2年度(2020年 度)に発生した被措	(13)	1頁目22行目4文字目から23行目まで
置児童等虐待につい	(19)	1頁目24行目19文字目から30文字目まで
て (報告②) 【令和2年9月30日分】		2頁目14行目2文字目から17行目まで
	15	2頁目22行目11文字目から14文字目まで
令和2年度(2020年	20	1頁目21行目19文字目から21文字目まで
度) に発生した被措 置児童等虐待につい		1頁目21行目38文字目から24行目まで
て(報告①)		3頁目27行目28文字目から28行目9文字目まで
【令和3年1月26日分】	24)	3頁目33行目24文字目から30文字目まで
<u> </u>		1頁目19行目4文字目から20行目まで
令和2年度(2020年 度)に発生した被措	28	1頁目22行目4文字目から23行目まで
置児童等虐待について (報告②) 【令和3年1月26日分】		1頁目24行目19文字目から26文字目まで
		2頁目14行目2文字目から17行目まで
	31)	2頁目20行目24文字目から32文字目まで
令和2年度(2020年 度)に発生した被措 置児童等虐待につい て(報告③)	<u> </u>	1頁目15行目5文字目から34文字目まで
	35)	1頁目16行目2文字目から17行目まで
	37)	2頁目19行目11文字目から18文字目まで
【令和3年1月26日分】	38	2頁目26行目16文字目から23文字目まで